

境港市暴力団排除条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4）市民等 市民（市内に滞在する者及び市内を通過するものを含む。以下同じ。）及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、警察その他関係機関及び市民等が相互に連携し、協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民等の協力を得るとともに、警察その他関係機関との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団員等から不当な要求を受けた場合には、市又は警察その他関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 4 市民は、暴力団員等と密接に交際することその他の社会的に非難されるべき関係を持つことがないよう努めるものとする。
- 5 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。）に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市が設置する公の施設における措置)

第7条 市は、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に公の施設を管理させてはならない。

2 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、市が設置する公の施設について、当該施設の利用の目的又は内容が暴力団を利することとなるものと認めるときは、当該施設の利用を許可せず、又は当該施設の利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第8条 市は、暴力団員等から職員に対して不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するため、警察その他関係機関との連携を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 市は、その設置する中学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行うものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等に対する支援)

第10条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、警察その他関係機関と連携し、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることにより、暴力団の排除のための活動の気運が醸成されるよう、警察その他関係機関と連携し、広報及び啓発活動を行うものとする。

(暴力団の威力等を利用することの禁止)

第12条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与等の禁止)

第13条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。